

# おおいた

発行：大分市市民部国保年金課

大分市は差別のない明るい社会を目指します



おおいた人権フェスティバル 二〇一四

人権標語の部 優秀作品

「さしのべるその手の先に花がさく」

## 国保税の納付は 簡単便利な口座振替で

- 一度手続きすれば毎年自動的に引き落としが継続されます。  
(年金天引き対象者は除きます)
- ※世帯主を変更した場合は、新たに口座振替の届け出が必要です。
- 振替後の領収済通知書は毎年1月に前年1年間(1月から12月)分をまとめて送付します。  
また、確定申告などに使用できる納付額確認書を併せて送付します。
- ★口座振替を希望される場合は、ご連絡ください。(☎537-5616)  
口座振替依頼書をご自宅あてにお送りします。
- ★国保税の納付には、コンビニエンスストアは利用できません。

●預・貯金通帳 ●通帳届出印

申込  
方法

これらを持って

口座振替を希望される金融機関(銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行・郵便局など)または国保年金課、各支所、明野出張所、もしくは、本神崎・一尺屋連絡所でお申し込みください。

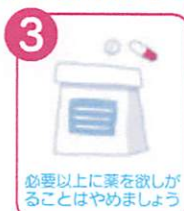
## ■75歳の誕生日を迎える人へ

国保税について口座振替のお申し出をいただいている人も75歳に到達し、国保から後期高齢者医療制度に移行すると保険が異なりますので、改めて口座振替の申し出が必要となります。ご注意ください。



## 医療を上手に受けましょう

私たちの負担を大きくしないためにも、医療費の使い方を、1人ひとりが考え、より有効に大切に使いましょう!!



## ジェネリック医薬品を利用してみましょう

- ◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、特許の期限が切れた新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で製造された医薬品で、同等の効果・効能を有すると認められた医薬品の事です。新薬よりも安価であるため、ジェネリック医薬品を利用することで医療費の負担が軽くなります。
- ◆ジェネリック医薬品をご希望の方は、医療機関等を受診された際、担当医師、薬剤師にその旨ご相談されるか、もしくは「ジェネリック医薬品希望カード」をご提示ください。(なお、必ずしも患者さんの一存で新薬からジェネリック医薬品に変更できるわけではありません)  
※「ジェネリック医薬品希望カード」は、市役所の国保年金課(本庁舎1階9番窓口、2階3番窓口)、各支所、明野出張所に置いてありますので、ご自由にお取りください。

## 交通事故などにあつたときは必ず届け出を

- ◆国保加入者が交通事故にあつたり、他人の飼い犬に噛まれたりなど、第三者の行為によって病院にかかった場合、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。国保により治療を受けることもできますが、国保は一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになりますので、国保で治療を受ける場合は必ず届け出てください。



## 整骨・接骨院での施術を受けられる方へ

### 保険を使えるのはどんなとき?

- ◆整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)の施術を受けた場合に保険の対象になります。なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、医師の同意が必要です。  
詳しくは、施術所窓口でお尋ねください。

### 治療をうけるときの注意

- ◆負傷原因を正確に伝えてください。単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術や、保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中の場合は、保険の対象になりません。不明な場合は、施術所窓口でお尋ねください。
- ◆治療時には、施術所の窓口で自己負担分を支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という制度が認められています。  
この場合、柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときには、必要書類に患者の方の署名が必要となります。

## 治療内容について国保よりお尋ねすることがあります

整骨・接骨院にかかったときは、負傷部位や施術内容などの記録、領収書を保管し、国保年金課から問い合わせがありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。